

平成 31 年 1 月 24 日

報道機関各社 様

**国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料に係る
「年間領収額のお知らせ」の発送遅延について**

札幌市では、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を口座振替で納められた方に対し、例年 1 月下旬を目途に、前年（平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日）に納付された合計額を記載した「年間領収額のお知らせ（形態：圧着ハガキ）」（以下、「お知らせ」という。次頁参照。）を送付しているところです。

本年度についても、広報さっぽろや市公式ホームページで平成 31 年 1 月 24 日から発送する予定をご案内しておりましたが、「お知らせ」に使用する専用用紙の発注漏れにより、発送が遅れることとなりましたので、お知らせいたします。

ご迷惑をお掛けする多くの市民の皆さまにお詫びするとともに、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

(1) 判明日時

平成 31 年 1 月 17 日（木）

(2) 判明した経緯

当該業務については、業務担当課（保健福祉局保険医療部保険企画課及び高齢保健福祉部介護保険課）の依頼に基づいて、システム担当課（総務局情報システム部システム管理課）が「専用用紙（ハガキ）の調達」と「委託業者による印刷」を実施し、対象者に発送している。

本件は、上記業務の前段部分にあたる専用用紙の調達を失念したものであり、本来であれば、平成 30 年 11 月上旬に用紙の調達を行う必要があったが、後段部分にあたる印刷作業を開始する 1 月 17 日（木）の時点で用紙の調達を失念していることに担当者が気づき、上司に報告したことにより判明した。

業務担当課とシステム担当課は平成 30 年 10 月上旬に当該事務のスケジュール等の調整を行っていたが、印刷作業開始時まで気がつくことができなかった。

(3) 送付予定数

- ・国民健康保険・・・約 15 万 6000 通
- ・介護保険・・・・・・・・約 2 万 1000 通
- ・後期高齢者医療・・・約 9 万 2000 通

※各保険に重複して加入している場合、1 世帯に複数枚届くことがある

2 「お知らせ」の発送予定について

2月12日（火）以降、順次発送予定

3 今後の再発防止策

これまで別々に行っていた「委託業者による印刷」と「専用用紙（ハガキ）の調達」のスケジュール管理、履行確認を一体的に行うために、進捗管理シートを新たに導入し、同シートを用いて担当者、上司、部内経理の担当係がそれぞれチェックする体制を整えることにより、再発防止を図っていく。

4 「お知らせ」の代わりとなる書類について

お急ぎの場合は、別紙の方法にて「納付確認書」をご請求いただくよう周知する。

<参考>「年間領収額のお知らせ」について

(1) 送付目的

口座振替でお支払いいただいている方は領収書が手元に残らないため、領収書の代わりとして参考送付しているもの。主に社会保険料控除の金額確認にご使用いただくことが多い。

	社会保険料控除確認書類
年金天引きの方	源泉徴収票
納付書払いの方	支払い時の領収書
口座振替の方	年間領収額のお知らせ

(2) 送付対象（下記2つの条件をすべて満たす方）

- ① 期間（平成30年1月1日～12月31日）中に、札幌市の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納付された方。
- ② 期間中に一度でも口座振替にて保険料を納付された方。

(3) 記載内容

平成30年1月1日から12月31日までに口座振替や納付書払いで納付した保険料額
（詳細：<https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/2018nenkanryousyuu.html>）

問い合わせ先

（「年間領収額のお知らせ」の発注漏れに関すること）
総務局情報システム部システム管理課 長尾
電話：211-2204

（国保・後期の「年間領収額のお知らせ」に関すること）
保健福祉局保険医療部保険企画課 森川
電話：211-2952

（介護の「年間領収額のお知らせ」に関すること）
保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 吉田
電話：211-2547

「納付確認書」の請求について

「お知らせ」の代わりとして使用できる「納付確認書」を以下の方法で請求できます。発行手数料はかかりません。

なお、申し込み状況等により、作成・郵送にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

① ホームページまたは電話での請求

- ・ 市公式ホームページの入力フォームによる請求
入力フォームに必要事項を入力いただく事で「納付確認書」を、登録の住所へ送付します。

(https://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/nenkanryoshu_2019.html)

※「お知らせ」を発送するまでの期間限定のページです。

- ・ お住まいの区役所保険年金課収納係へ電話
「氏名」「生年月日」「被保険者番号」等の聞き取りにより、本人確認を行い登録の住所へ送付します。

② 窓口での請求

- ・ 受付窓口：お住まいの区保険年金課収納係
- ・ 受付時間：午前8時45分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
- ・ お持ちいただくもの
 - ア 納付義務者または同じ世帯の方が交付を希望する場合
→窓口に来られた方の本人確認書類（保険証、運転免許証等）
 - イ 代理人が交付を希望する場合
→代理人の本人確認書類（運転免許証等）、委任状（納付義務者および代理人の署名・押印があるもの）

各区役所お問い合わせ先（保険年金課収納係）			
中央区	011-205-3343	豊平区	011-822-2510
北区	011-757-2493	清田区	011-889-2064
東区	011-741-2536	南区	011-582-4775
白石区	011-861-2496	西区	011-641-6978
厚別区	011-895-2597	手稲区	011-681-2575